

法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施後の商業・法人登記事務に関する取扱要領

改正：平成２８年３月１日（平成２８年２月２６日付け法務省民商第２６号）

平成３１年３月１日（平成３０年１０月１７日付け法務省民商第１１６号）

令和３年２月１５日（令和３年１月１５日付け法務省民商第１５号）

令和４年３月１８日（令和４年３月１８日付け法務省民商第１０１号）

別表改正：平成２４年９月１８日付け法務省民商第２３７１号

平成２７年９月１４日付け法務省民商第１００号

第１ 目的

この取扱要領は、集中化の実施後の商業登記所及びアクセス登記所における商業・法人登記事務に関する取扱いのうち、印鑑及び電子認証に関する事務等に係るものについての要領を定めることを目的とする。

第２ 定義

この取扱要領において、次の１から８までに掲げる用語の意義は、当該１から８までに定めるところによる。

- １ 集中化 平成１９年８月１０日付け法務省民商第１６１８号民事局長通知「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に係る実施要綱について」による法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化をいう。
- ２ 商業登記所 別表に記載されている登記所をいう。
- ３ アクセス登記所 集中化の実施に伴い、商業・法人登記事務のうち、商業・法人登記申請事件の審査事務を取り扱わなくなった登記所をいう。
- ４ 旧管轄区域 アクセス登記所が集中化の実施前に商業・法人登記申請事件の審査事務を取り扱っていた管轄区域（当該アクセス登記所が登記所の適正配置によって他のアクセス登記所を統合した場合にあっては、当該他のアクセス登記所の管轄区域を含む。）をいう。
- ５ 会社等 会社その他の商人をいう。
- ６ 旧管轄区域に係る登記 旧管轄区域内に営業所の所在地がある会社等に係る商業・法人登記をいう。

- 7 管轄商業登記所 ある商業・法人登記申請事件を管轄する商業登記所をいう。
- 8 指定登記官 管轄商業登記所（法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合にあっては、当該管轄区域内にある管轄商業登記所の全て）の登記官として、商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「法」という。）第4条の指定を受けた者をいう。

第3 商業登記事務の取扱い

1 印鑑提出等に関する事務

- (1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所（会社以外の商人にあっては、営業所。以下同じ。）の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑提出等に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第9条第1項の書面の提出を受けるアクセス登記所の旧管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等の代表者の資格を証する書面については、同条第5項ただし書に準じて、添付することを要しないものとして取り扱う。

ア 印鑑（改印した印鑑）の提出（規則第9条第1項から第5項まで）であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

イ 印鑑の廃止の届出（規則第9条第7項）であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

- (2) 法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合には、指定登記官は、商業登記所において、当該法務局又は地方法務局の他の管轄商業登記所の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての印鑑提出等に関する事務も取り扱う。

- (3) (1)又は(2)により取り扱った(1)ア又はイに掲げる提出又は届出により提出された書面は、書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「引受配達記録郵便等」という。）により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

2 印鑑カードに関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑カードに関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等（規則第9条第1項第5号に規定する管財人等をいう。以下同じ。）が法人であるときにおける当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者が、当該法人の主たる営業所の所在地が旧管轄区域内にあるアクセス登記所に印鑑カードの交付を請求するときは、規則第9条の4第2項のただし書に準じて、当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書を添付することを要しないものとして取り扱う。

ア 印鑑カードの交付の請求（規則第9条の4第1項）

イ 印鑑カードの廃止の届出（規則第9条の5第3項）

ウ 印鑑カードの返納（規則第9条の5第5項）

エ 印鑑カードの回収その他の必要な措置（規則第9条の5第6項）

(2) 法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合には、指定登記官は、商業登記所において、当該法務局又は地方法務局の他の管轄商業登記所の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての印鑑カードに関する事務も取り扱う。

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからエまでに掲げる請求等により提出された書面は、引受配達記録郵便等により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

3 電子認証に関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（法第12条の2第5項の法務大臣の指定する登記所が行う事務及び規則第101条第1項第3号から第7号までの規定により請求等されたものに係る事務を除く。以下「電子認証に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合には、

登記情報システムの申請情報入力画面における備考欄に当該取扱いを行ったアクセス登記所名を記録する。

ア 電子証明書による証明の請求（法第12条の2第1項、第3項）

イ 電子証明書の使用の廃止の届出（法第12条の2第7項）

ウ 電子証明書の使用の再開の届出（規則第33条の13第5項）

エ 識別符号の変更の届出（規則第33条の14第1項）

オ 電子証明書による証明の再度の請求（平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達第1の5）

(2) 法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合には、指定登記官は、商業登記所において、当該法務局又は地方法務局の他の管轄商業登記所の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての電子認証に関する事務も取り扱う。この場合には、登記情報システムの申請情報入力画面における備考欄に当該取扱いを行った商業登記所名を記録する。

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからオまでに掲げる請求等に係る申請書類は、引受配達記録郵便等により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

4 不正登記防止申出に関する事務

(1) アクセス登記所に対して旧管轄区域に係る登記に関する不正登記防止申出（商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達。以下「準則」という。）第49条）があった場合には、当該アクセス登記所の登記官は、申出人が当該不正登記防止申出に係る登記の申請人となるべき者本人であることの確認（同条第4項）を行った上で、ファクシミリ等により、申出書の写し等を管轄商業登記所に送信するとともに、別途、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第2項に規定する信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの（以下「書留郵便等」という。）により、当該申出書の原本を管轄商業登記所に送付する。

なお、準則第49条第4項の規定による確認手続のうち、本人確認以外の確認手続（申出をするに至った経緯等の確認）については、申出書の写し等を受領した管轄商業登記所の登記官において行う。

- (2) アクセス登記所の職員が(1)の取扱いを行ったときは、別添様式1の受領簿に所要の記載事項を記載し、申出書の写し等を受領簿につづり込む。

なお、これらの書類の保存期間は、1年間とする。

- (3) 管轄商業登記所の登記官は、アクセス登記所から当該申出書の原本の送付を受けたときは、先にファクシミリ等により送信を受けた当該申請書の写し等と原本を確認し、処理完了後、当該申請書の写し等を、適宜、廃棄して差し支えない。

5 管轄商業登記所の庁舎以外の場所で商業登記の閉鎖登記簿又は登記簿の附属書類を保管している場合の閲覧等に関する事務

- (1) 管轄商業登記所の庁舎以外の場所で商業登記の閉鎖登記簿又は登記簿の附属書類（以下「閉鎖登記簿等」という。）を保管している場合において、管轄商業登記所にその謄本等の交付又は閲覧の請求がされたときは、その保管先から書留郵便等により閉鎖登記簿等を取り寄せた上で、管轄商業登記所において、その謄本等の作成及び交付を行い、又は閲覧に応じる。

なお、閉鎖登記簿の謄本等の交付については、ファクシミリ等により、必要な部分の写し等を当該保管先から管轄商業登記所に送信させ、それを用いて作成したものを交付して差し支えない。

- (2) アクセス登記所で閉鎖登記簿等を保管している場合において、当該アクセス登記所にその旧管轄区域内に営業所の所在地がある会社等の閉鎖登記簿等についての謄本等の交付又は閲覧の請求がされたときは、当該アクセス登記所において、これに応じて差し支えない。この場合には、当該アクセス登記所の登記官において、謄本等の認証を行い、又は登記簿の附属書類についての利害関係の有無を判断する。

第4 法人登記事務の取扱い

会社以外の法人並びに投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号））、有限責任事業組合（有限責任

事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）及び限定責任信託（信託法（平成１８年法律第１０８号））に係る事務についても、第３の取扱いと同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱要領は、平成２４年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成２１年１月５日付け法務省民商第４号民事局長通達第４に基づき、請求等のあった不動産登記所において保管している申請書類及び磁気ディスクについては、この取扱要領に基づく取扱いに準じて取り扱う。

（通達の廃止）

- 3 平成２０年３月５日付け法務省民商第７７４号民事局長通達及び平成２１年１月５日付け法務省民商第４号民事局長通達は、廃止する。

別表 商業登記所一覧

局名	商業登記所
横 浜	本局, 湘南支局
さいたま	本局
千 葉	本局
水 戸	本局
宇都宮	本局
前 橋	本局
静 岡	本局, 沼津支局, 浜松支局
甲 府	本局
長 野	本局
新 潟	本局
大 阪	本局, 東大阪支局, 堺支局, 北大阪支局
京 都	本局
神 戸	本局
奈 良	本局
大 津	本局
和歌山	本局
名古屋	本局, 岡崎支局
津	本局
岐 阜	本局
福 井	本局
金 沢	本局
富 山	本局
広 島	本局
山 口	本局
岡 山	本局
鳥 取	本局
松 江	本局
福 岡	本局, 北九州支局
佐 賀	本局
長 崎	本局
大 分	本局
熊 本	本局
鹿児島	本局
宮 崎	本局
那 覇	本局
仙 台	本局
福 島	本局
山 形	本局
盛 岡	本局
秋 田	本局
青 森	本局
札 幌	本局
函 館	本局
旭 川	本局
高 松	本局
徳 島	本局
高 知	本局
松 山	本局

様式1 受領簿

管理番号	申出年月日	商号	本店	申出人	備考
1	○月○日	○○株式会社	○県○市○町○丁目○番○号	○○○○	
2	○月○日	○○商店株式会社	○県○市○町○丁目○番○号	○○○○	
3	○月○日	○○合同会社	○県○市○町○丁目○番○号	○○○○	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					